

フード連合 / 労働安全衛生ニュース！ No.2

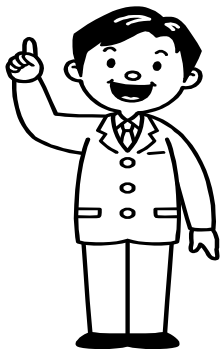
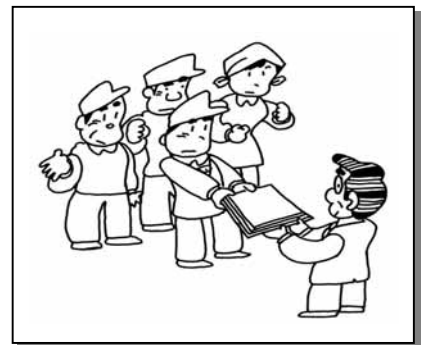
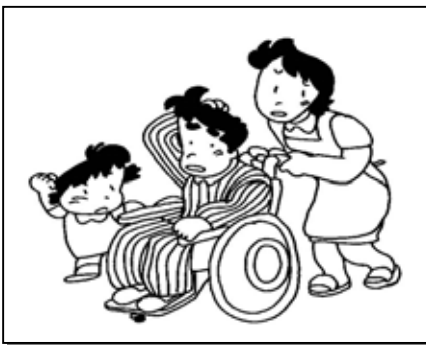
発行日：2007年2月1日 発行局：フード連合(労働局)

フード連合では1月29日に開催された第5回中央委員会において、2007春季生活闘争方針の一環として、労働安全衛生法の一部改正(2006年4月1日)が行われたのを機に春闘を通じた職場における労働安全衛生活動を下記項目に沿って取り組むことを確認しました。

フード連合「取り組み項目」

- 1) 改正労働安全衛生法等の周知や職場の総点検活動を行う。
- 2) 全ての組合は、労使同数で構成する安全衛生委員会を設置する。
- 3) 月1回以上の委員会の開催、メンタルヘルス対策、労働安全衛生マネジメントシステム導入など、設置した安全衛生委員会で目標を設定する。

“ 労働者の命を守るため、家族を悲しませないためにも、春闘を通じた日々の活動を行いましょ！ ”



【安全博士の一言】

今回は、春闘時期ということもあり、フード連合が今春闘で取り組み項目として掲げている労働安全衛生活動について掲載致しました。各組合の積極的な取り組みをお願い致します。

特に春闘時期における交渉が年間の中心的な労使交渉の場となっている組合は、春闘期間での取り組み強化に励んで下さい。